

福岡県公報

令和 6 年 9 月 20 日
第 532 号

目 次

告 示 (第577号 - 第587号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○都市公園の兼用工作物の管理について	(公園街路課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出	(保護・援護課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○宅地建物取引業者の免許取消し	(建築指導課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出		

	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	8
○二級建築士の懲戒処分について	(建築指導課)	8
○二級建築士事務所の監督処分について	(建築指導課)	8
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	9
再 掲		
○災害救助法による救助の開始	(福祉総務課)	9

告 示

福岡県告示第577号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 6 年 9 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
豊前市大字川内773、1062、1163、1189の4、3829の1、3829の2及び3831
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第578号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定による都市公園と道路との兼用工作物の管理に関する協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県北九州市土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市公園の名称

中央公園

2 兼用工作物の位置

北九州市道井堀都1号線

3 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(1) 公園管理者 福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 服部 誠太郎

(2) 道路管理者 北九州市

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市長 武内 和久

4 管理の内容

兼用工作物（道路の附属物に係るものに限る。）の新設、改築、維持及び修繕は、道路管理者が行う。

5 管理の期間

令和6年9月4日から道路の存続する日まで

福岡県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
嘉鞍介療1	石田病院介護医療院	嘉穂信和病院介護医療院	嘉穂郡桂川町大字土師28番地	R6・5・16
嘉介療10	石田病院	嘉穂信和病院	嘉穂郡桂川町大字土師28番地	R6・5・16

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京支42	上毛町地域包括支援センター	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	築上郡上毛町大字八ツ並143番地1	H30・11・12
京介福1	特別養護老人ホーム白川園	京都郡苅田町大字法正寺623-1	京都郡苅田町大字与原1585-3	R6・6・2

福岡県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
行居25	大原デイサービスセンター	行橋市宮市町2番5号	R6・8・1

福岡県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
田居267	えくぼ訪問看護ステーション 田川楠営業所	田川市大字楠1892番地	R5・3・1

福岡県告示第582号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和62年6月18日農林水産省告示第729号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
那珂川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那珂川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	直 方 線	直 方 線	前	直方市大字上新入1888番15先から直方市大字上新入1888番24先まで	21.0 ～ 35.6	56.8
			後	直方市大字上新入1888番15先から直方市大字上新入1888番24先まで	19.8 ～ 22.6	56.8

福岡県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

那珂	県道	筑紫野三輪線	前	筑紫野市大字筑紫602番6先から 筑紫野市大字筑紫25番2先まで	11.4 ～ 12.0	385.1
			後	筑紫野市大字筑紫602番6先から 筑紫野市大字筑紫25番2先まで	12.0 ～ 29.8	

福岡県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野三輪線	筑紫野市大字筑紫602番6先から 筑紫野市大字筑紫25番2先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで自然公園法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由

環境省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により意見公募手続を実施して定めた「国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月1日環自国発第22040111号環境省自然環境局長通知）」と実質的に同一の要領を審査基準として定めるもの及び軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号及び第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

令和6年4月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋字松原77番21及び77番26

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区原一丁目41-1-105

福田 学、福田 茜

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市池田字中上町47番1及び47番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市池田40番

三嶋 昭洋

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、令和6年9月2日付で次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(5) 第14489号	株式会社ラスト 代表取締役 荒川 久俊	福岡市西区姪の浜4-22-10

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年9月5日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめタウン飯塚
 - 所在地 飯塚市菰田西三丁目1番地1外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
外58者

株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
外57者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年9月5日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめモール柳川
 - 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外12者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外12者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン久留米
- (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
- (2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）
- (2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見はありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大川
- (2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
今回の変更計画については、市の条例等に抵触する問題もなく、周辺の生活環境保持の見地からも、特に問題ありません。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和6年9月5日篠栗町告示第94号）

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分を受けた事業者
 - 名称
中野産業株式会社
 - 所在地
京都郡菟田町大字与原330番地1
 - 代表者
代表取締役 中野 加代子
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 処分の年月日
令和6年9月3日
- 処分の理由
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、建築士の業務停止を命じたので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和6年9月4日
- 処分を受けた建築士の氏名等

氏名	二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号
白坂 貴樹	二級建築士	福岡県知事登録 第24848号

- 処分の内容
令和6年10月1日から建築士の業務停止2月
- 処分の原因となった事実
建築士たる代理者として、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項のいずれかの規定に基づき交付を受けることが義務づけられている確認済証の交付を受けずに建築の工事が行われることを容認した。このことは、法第10条第1項第2号に該当する。
また、法第26条の2第1項に規定する県からの報告の求めに対し、建築確認済みであるとの虚偽の報告を行った。さらに、県からの再度の報告の求めに対し、報告を行わなかった。このことは、法第10条第1項第1号に該当する。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する法第10条第5項の規定により公告する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和6年9月4日
- 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者	登録番号等
白坂設計二級建築士事務所	大川市大字大野島 1806-1	白坂 貴樹	二級建築士事務所 福岡県知事登録 第2-50293号

3 処分の内容

令和6年10月1日から建築士事務所の閉鎖2月

4 処分の原因となった事実

当該事務所の開設者である白坂 貴樹は、建築士たる代理者として、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項のいずれかの規定に基づき交付を受けることが義務づけられている確認済証の交付を受けずに建築の工事が行われることを容認した。このことは、法第26条第2項第10号に該当する。

また、当該開設者は法第26条の2第1項に規定する県からの報告の求めに対し、建築確認済みであるとの虚偽の報告を行った。さらに、県からの再度の報告の求めに対し、報告を行わなかった。このことは、法第26条第2項第9号に該当する。

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川2期地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	令和6年9月20日から 令和6年10月22日まで	みやま市役所

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第557号の2

令和6年台風第10号による災害に関し、令和6年8月29日から福津市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第3条の規定により告示する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎